

## 西欧中世比較史料論研究：平成18年度研究成果年次 報告書

岡崎，敦  
九州大学大学院人文科学研究院：助教授

赤江，雄一  
日本学術振興会特別研究員

大黒，俊二  
大阪市立大学文学部：教授

足立，孝  
弘前大学人文学部：専任講師

他

<https://hdl.handle.net/2324/1932624>

---

出版情報：2007-02  
バージョン：  
権利関係：

## 2. 研究会「地中海世界の文書史料論」

日時：2006年4月29日（土）13時30分から

4月30日（日）10時30分から

場所：九州大学文学部西洋史学研究室

共通テーマ「10-12世紀地中海世界研究における史料論の射程」

報告：

足立 孝「地中海研究における史料論の可能性」

西村善矢「紀元千年モンテ・アミアータ修道院の地代リストをめぐって」

加藤 玄「豪華写本中の「カルチュレール」 –サン・スヴェール修道院の『ベアトゥス黙示録註解』を巡って–」

コメント：丹下栄・岡崎敦

10-12世紀の地中海世界を対象として、研究報告会を開催した。

長らくライン＝ロワール間地域での所見から描かれていた西欧中世封建社会イメージは、1970年代以降、あらたに地中海地域の研究状況が一新されたことによって、大きく揺らいだとみなしうる。さまざまな意見はあるにせよ、史料状況をめぐる諸問題の着目が、認識の変容を導いたことの重要性は大きい。今回の研究会は、研究分担者の足立孝氏のイニシアティブにより、論点整理報告と、取り扱う史料類型を異にする個別報告2本が準備された。さらに、主に北の地域をフィールドとする研究者より、コメントが寄せられた。

以下には、報告については、あらためて書き下ろされた原稿を掲載する。コメントとしては、担当者の一人によってあらたに準備された新稿と、イタリア史研究者によって、当日の議論の様子を紹介しつつ、新規にまとめられた原稿を掲載した。

## 地中海研究における史料論の可能性 —「紀元千年」と史料論的方法論のゆくえ—

足立 孝

本報告は本来、南フランスおよびイタリアを対象とする2報告の前提として研究動向のおおまかな整理と論点の抽出のみを目的とするものであったが、ここで設定された地理的・時間的枠組みからいって欠かすことのできないカタルーニャを中心とするスペイン北部研究にかなり引きつけた異例の趣旨説明となった。それというのも、カタルーニャは地中海研究と一括りにされる領域において長らく参照軸の役割を担ってきたし、スペイン北部における文書史料の伝来状況の隔たりをふまえてここで一定の見通しを示しておくことは、南フランスやイタリアとの比較という点で意味のないことではないと考えたからである。

紀元千年を社会変動の画期とみなす理解が文書の形式や機能の変化を根拠の一つとしてきたことは、あらためて指摘するまでもない。地中海研究で広く受容されてきたいわゆるカタルーニャ・モデルの根底にも、誠実宣誓やコンウェニエンティア（封建的約定）の生成に代表される「文書の変動」を、封建社会の形成という社会変動の表徴とみなす考え方が横たわっていた。文書の生成・滅失要因やその機能様式、さらには文書がはらむ「主観性」を、それ自体が使用された時代・地域の歴史的コンテクストにそくして理解しようとする史料論的方法論はまさしく、こうした理解に対する有効な批判の道具として大いに利用されてきたといつてよいであろう。ドミニク・バルテルミイが1990年代を通じて繰り広げたカタルーニャ・モデルに対する批判の核心もまた、文書の生成と機能に注目することによって「文書の変動」と社会変動とを切り離して把握することにあった。

近年ではカタルーニャを含む地中海研究においても史料論的な研究がさかんになりつつあり、その結果、ドラスティックな社会変動という理屈は相対化されつつあるようにみえる。だが、社会変動と「文書の変動」との関係という問題にはかならずしも満足のゆく解答は得られていないように思われる。さしあたりここでは、文書の作成と保管に関わる主要な論点として次の2点を挙げておきたい。第1は、文書の伝来状況の地域差にも関わってくるだけにかかなり厄介である。確かにカタルーニャでは紀元千年頃から前述のような新たな文書形態が生成してくるが、その一方で西ゴート書式を厳格に踏襲した伝統的な形式の文書は俗人同士の法行為を中心に11世紀を通じてかわらず生産されている。その場合、社会変動の証左と目されてきた前者と、その所見としては土地の集積の証拠にしかならない後者との関係が史料論的にいかに説明されるかが、受益者と書記との関係を含めて問われなくてはならない。ただ、スペイン北部全体でみれば聖界カルチュレール以外に依拠すべき材料がないのがふつうであるから、この場合にはさらに、後者のような文書がなぜ作成ないしは保管されなかったかという問いから始められなくてはならないであろう。

第2に、文書が通用力をもつ、あるいはそうあるべく期待されるのはいかなる社会においてかという根本的な問いが挙げられる。ジョルジュ・デュビイにとっての「文書の変動」はあらゆる文書が私的な記憶媒体に転じたというものであったが、バルテルミイは、そうした書付とおぼしきものですら一定の配慮が講じられて「証書」としての通用力が賦与されたとして、「文書の変動」を社会変動の写し絵とみなすデュビイ流の理解を痛烈に批判した。だが、最近のカタルーニャ研究では、アダム・J・コストやジェフリー・A・バウマンが、法廷によって発給された裁判行政文書に私文書同様の罰則規定や呪詛が付されるようになることに注目し、そうした「私文書の勝利」ともいべき現象を当事者主義に由来するものと捉えて、濃淡の差はあるもののむしろ積極的に社会変動の实在を認める立場をとっている。他方、スペイン北西部を扱ったスペイン学界で主流なのは文書伝来の起点をなす9世紀を軸とした口承

から書証への発展といういささか素朴な考え方であり、そこでは権利関係を固定する文書こそが封建的支配関係の発達を支えたと想定されている。それゆえ、文書の通用力をめぐっては、それを必要とする社会のあり方との関係に照らして正反対の解釈の可能性がありうることになるのである。

そもそも「文書の変動」といった場合に強調されてきたのは、修道院カルチュレールに収録された文書でしばしばみられる伝統的な書式の逸脱や叙述部分の自由度の高さなどである。それゆえ、問題の焦点はつねに、そうした文書が現実に通用力をもちえたかということであった。昨年来日したブノワ＝ミシェル・トックがそうした文書を修道院の内部文書とみなして、社会変動の实在を全面的に認めていたことは記憶に新しい。けれども、スペイン北部では、一見そうした文書でさえ無から生み出されたものではなく、あくまでも売却、贈与、確認、権利放棄といった従来の法行為の形式を大枠で守った（ないしは組み合わせた）「証書」の体裁をとるのが通例である。最も顕著な例は裁判に関わる記述を含む文書であり、カタルーニャでは、西ゴート期以来の裁判関連文書（権利放棄書、宣誓書、判決書など）に由来する書式が組み合わされると同時に、紛争の原因や経緯、審問時の発話内容さえもが一通の文書に記録され、全体としては敗訴側からの権利放棄書や贈与・確認文書、合意（コンヴェニエンティア）文書として作成されている。こうした傾向はアラゴンやナバーラでも同様にみられるが、この場合にはさらに、紛争に関わる比較的長大な記述を通常の贈与・確認文書に挿入したかのような体裁をとることが多い。それゆえ、問題はむしろ、そうした叙述を「証書」の体裁に変換しなくてはならなかったのはなぜか、あるいは逆に、従来の「証書」にそうした叙述部分が付されるようになったのはなぜかとなるであろう。

だが、ここで従来のように文書の法的通用力を云々してもあまり実があるようには思われぬ。公法廷の権威が前提となるのであれ、当事者主導の私的合意が前提となるのであれ、そうした文書にかぎらず「証書」一般がそもそも現実に紛争を抑止しえないことはあらゆる史料所見を通じてみてとることができる。それどころか、理論上、「証書」が通用力をもち、そこで固定された内容が詳細であるほど、紛争として認識される相互行為の潜在的な幅はむしろ増大することになるから、その意味では、「証書」はたえず紛争を生み出すべく作成されているといつてよいであろう。ミシェル・ジンメルマンが主張するように、「証書」の社会的機能はまさしく広い意味での相互行為を生み出すことにある。それは、当事者間の契約や紛争とその解決といった私的な相互行為の領域にとどまらず、保証人や増加の一途にあった証人を識字能力の有無にかかわらずそこに参加させ、その行為さえも否応なしに組織化する。彼らの記憶や証言は「証書」を作成するためにもとからあるのではなく、むしろ「証書」の作成を通じて生み出されるのである。11世紀末葉から普及する「全人に周知されるべし(Notum sit omnibus hominibus...)」という冒頭定式はまさしく、その象徴的な文言といえるであろう。

「文書の変動」はそれゆえ、文書が現実の写し絵ではなく、逆に現実をつくりだすものと認識されるようになったという意味で、それ自体看過しえない「社会変動」といつてよいかもしれない。そうした文書は理屈の上では「嘘」をつくことさえ可能であり、だからこそそれらがあくまでも優先的に保管されるのである。こうした理屈はいうまでもなく、ジャック・ル・ゴフとピエール・トゥベールが提唱した「史料＝記念碑(documents-monuments)」の典型というべき偽文書やカルチュレールをめぐる議論とも完全に地続きになっている。だが、そうであるからこそ、それらが本来作成・保管されるはずであった文書のごくわずかな部分を占めたにすぎないという認識とともに、個別地域の所見を地道に集積してゆかなくてはならないのである。

## [参考文献]

- D. Barthélemy, *La société dans le comté de Vendôme de l'an mil au XIV<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1993.
- «De la charte à la notice», à Sanit-Aubin d'Angers, *La mutation de l'an mil a-t-elle eu lieu?*, Paris, 1997, pp. 29-56.
- La mutation féodale a-t-elle eu lieu? (Note critique), *Annales ESC*, 47-3, 1992, pp. 772-774.
- P. Bonnassie, *La Catalogne du milieu du X<sup>e</sup> à la fin du XI<sup>e</sup> siècle. Croissance et mutations d'une société*, 2 vols., Toulouse, 1975-1976.
- Les conventions féodales dans la Catalogne du XI<sup>e</sup> siècle, *Annales du Midi*, 80, 1968, pp. 529-559.
- G. Duby, *La société aux X<sup>e</sup> et XII<sup>e</sup> siècles dans la régions mâconnaises*, Paris, 1988.
- A. J. Kost, *Making Agreements in Medieval Catalonia. Power, Order, and the Written Word, 1000-1200*, Cambridge, 2001, pp. 43-52.
- The *Liber feudorum maior* of the counts of Barcelona: the cartulary as an expression of power, *Journal of Medieval History*, 27, 2001, pp. 1-21.
- S. Weinberger, Les conflits entre clercs et laïcs dans la Provence du XI<sup>e</sup> siècle, *Annales du Midi*, 92, 1980, pp.269-279.
- Donations-ventes ou ventes-donations? Confusion ou système dans la Provence du XI<sup>e</sup> siècle, *Le Moyen Âge*, t. 105, no. 3-4, 1999, pp. 667-680.
- J. A. Bowman, *Shifting Landmarks. Property, Proof, and Dispute in Catalonia around the Year 1000*, Ithaca, 2004, pp. 35-55.
- J. I. Fernández de Viana y Vieites, Problemas y perspectivas de la diplomática de los reinos asturiano, leonés y castellano leonés en la Alta Edad Media, *VI Congreso Internacional de Historia de la Cultura Escrita*, vol. 2, Alcalá de Henares, 2002, pp. 39-53.
- L. Sierra Macarrón, El aumento de la producción escrita en los tumbos del monasterio de Sobrado de los Monjes (siglos IX-XIII), *VI Congreso Internacional de Historia de la Cultura Escrita*, vol. 2, Alcalá de Henares, 2002, pp. 119-131.
- W. Davies, Sale, price and valuation in Galicia and Castile-León in the tenth century, *Early Medieval Europe*, II (2), 2002, pp. 149-174.
- A. M. Mundó, Le statut du scribe en Catalogne du IX<sup>e</sup> au XI<sup>e</sup> siècle, *Le statut du scribe au MoyenÂge. Actes du XII<sup>e</sup> colloque scientifique du Comité international de paléographie latine*, Paris, 2000, pp. 21-28.
- R. Collins, Visigothic Law and Regional Custom in Dispute in Early Medieval Spain, *The Settlement of Disputes in Early Medieval Europe*, Cambridge, 1986, pp. 97-104.
- 'Sicut lex Gothorum continet': Law and Charters in Ninth- and Tenth-Century León and Catalonia, *English Historical Review*, 100, 1985, pp.489-512.
- M. Zimmermann, "L'usage du droit wisigothique en Catalogne du IX<sup>e</sup> au XII<sup>e</sup> siècle: approches d'une signification culturelle", *Mélanges de la Casa de Velázquez*, 9, 1973, pp. 232-281.
- *Textus efficax*: énonciation, révélation et mémorisation dans la genèse du texte historique médiéval. Les enseignements de la documentation catalane (X<sup>e</sup>-XII<sup>e</sup> siècles), *Genesis of Historical Text: Text/Context*, Nagoya, 2005, pp. 137-156.
- Écrire en l'an mil, *Hommes et sociétés dans l'Europe de l'an mil*, Toulouse, 2004, pp.351-378.
- T. Adachi, Charters and Community: A Study of Charter Production in Medieval Society, *Journal of Studies for the Integrated Text Science*, Vol.1, no.1, 2003, pp.53-61.
- Documents of Dispute Settlement in Eleventh Century Aragón: A Genetic Approach, *Genesis of Historical Text: Text/Context*, Nagoya, 2005, pp.127-136.
- The Settlement of Disputes in Eleventh-Century Aragón and Navarra: King's Tribunal and Compromise, *Imago in Specvlo. Medioevo*, vol. 1, Lleida (in press).

## 紀元千年モンテ・アマータ修道院の地代リストをめぐって

西村 善矢

### 1. はじめに

中世初期西欧のポリプティーク（所領明細帳）をめぐり史料論的研究は、今日きわめて豊かな蓄積を誇っている。これとは対照的に、中世盛期のいわゆる地代帳（*censier*）については、史料論的研究は近年ようやく緒についたばかりであるといつてよい。なかでも10世紀から13世紀の地中海諸地方において作成された地代帳は、土地、領民、負担を比較的詳細に記述した中世初期の所領明細帳とは異なって、領民の負担する地代等に焦点を絞って記す場合が多く、きわめて簡潔な形式をとっている（Fossier 1978, pp. 40-41）。この史料類型が中世地中海世界において発展した領主制の実態を解明するだけの十分な情報を与えてくれないというその内容の簡潔さが、地代帳をめぐり史料論的研究の立ち後れを招いている理由のひとつであるように思われる。

地代帳の史料論一般を語るだけの研究の蓄積が不足している現状では、まずもって個別の地代帳について具体的に史料論的研究を積み重ねていく作業が必要である\*。そこでこの報告では、地中海世界の一角を占めるトスカナ地方南部のモンテ・アマータ修道院に伝来する、紀元千年前後に作成された地代リスト（*ASS, Dipl., cas. 15, S.Salv., s.XI=CDA III/1 Z1*）に焦点を当て、修道院に伝来する他の史料をも活用しながら史料論的考察を行った。

### 2. 修道院と伝来文書

8世紀半ばに創建されたベネディクト派のモンテ・アマータ修道院には、創建期からシトー派に衣替える1228年までの約500年間に作成された文書が400点余伝来する。このうち1200年以前の文書約370点については、ヴィルヘルム・クルツェの手で編集された刊本が公刊されている（CDA）。主として売買文書や寄進状、土地貸借文書などの私文書、そして国王証書や裁判文書などから構成されたこれらの文書の大部分は、羊皮紙のオリジナル文書のかたちで今日まで伝来している。修道院での文書作成・保管活動は時の経過とともに変動するが、その活動は9世紀（790-920年代）および11世紀（990-1110年代）という文書作成の活発な二つの時期によって画される。このうち11世紀に作成された伝来文書の多さは、修道院共同体ならびに修道院の財産経営を統括していた修道院長の個人的力量によるところが大きい（Kurze 1989a, 1989b）。なかでも特筆すべき人物は、ヴィニツォ（996-1003, 1004-35年）ならびにジェラルド（1073-1108年）である。11世紀のアマータ修道院は卓越した修道院長のもと、写本生産・流通の拠点としても活発な活動を展開した（Gorman 2002）。まさにこうした写本製作や文書作成が活発化しつつあるヴィニツォの時代に、以下に取り上げる地代リストが作成されることとなる。

### 3. 地代リストの体裁と構成

アマータ修道院伝来文書には、作成年代が13世紀前半までのものに限定するならば、地代リスト6点が含まれている。いずれも単葉羊皮紙で伝来するこれらのオリジナル文書のなかで紀元千年前後に作成された最古のリストについて、その物的体裁や構成、書体を取り上げるとともに、リストの作成手順、作成年代、先行テキスト等について検討を加えた。そこから以下の点が浮かび上がってきた。地代リストは、定住地ごとに貨幣地代負担者の名前とその負担額のみを列挙しており、説明文や注、日付などをいっさい欠いたきわめて簡潔な内容を有している。入念に作製された羊皮紙文書の物的体裁や、羊皮紙に付けられた折り目などからは、このリストが当初から地代徴収担当者によって携帯されることを前提

として、徴収の現場での使用のために作製された実務文書であることが窺われる。実際に、貢租納入者の名前の脇に付された十字架印や、貢租の一部を滞納する者について未納額が記されるなどの点からもわかるように、このリストは現場で利用されたのである。

筆者の推定によれば、地代リストは以下の三つの段階を踏んで作成された。第一段階はリストの実務的利用に先行する段階である。そこではまず貢租負担者の名前と負担額が、所領ごとにカロリーナ小文字で丁寧に書き込まれた。つづく第二段階では、粗雑な書体で負担者の名前や負担額について付加・修正・削除が施された。地代徴収の現場でテキストが改変を被ったのはこのときである。このあとテキストの余白に、いくつかの所領に関して負担者と負担額についてのさらなる情報が付加された。これが第三段階である。

#### 4. リスト作成の歴史的背景——修道院長ヴィニツォの財産政策と地域社会——

今日伝来する紀元千年頃の地代リストは実務的性格の濃厚な文書であったとはいえ、日付や説明文が一切付されていない点からして、この種の実務文書が修道院において持続的あるいは断続的に作成・利用されたと考えるのは困難である。むしろこのリストは当時の修道院を取り巻く政治状況や修道院長の個性に裏打ちされた、一回性の強い文書であった。オットー2世・3世の時代のイタリアの有力修道院には、しばしば修道院改革と財産回復の任務を委ねられた人物が修道院長として皇帝により送り込まれている (Nobili 1980)。オットー3世の任命を受けたモンテ・アマータ修道院長ヴィニツォ (在位 996—1003 頃, 1004—1035 年) もその一人である。ヴィニツォは修道院の再建を進めるとともに、リヴェッロ文書を介して所領を地域有力者へ貸与するという従来の慣行の見直しを企てた。当時のイタリアでは地域エリートから政治的支援を得る手立てとしてリヴェッロ文書 (借地契約文書) が利用され、そのために財産やこれに伴う権利の多くが教会から実質的に失われていた。ヴィニツォは契約対象から領民に対する地代徴収権をはずすことにより、地域エリートの媒介を経ずして領民を直接掌握し、これらの領民から地代を直接徴収しようとした。その成果の一部が紀元千年頃の地代リストである。

このリストで記載の対象とされた所領の大部分は、羊皮紙裏面に同時代に施された文言「De circuito 周辺部について」が示すように、修道院中核所領の周縁部あるいはそれをとりまく区域に分布している (Wickham 1989)。この事実は、修道院創建状の改竄行為を念頭に置くとき、重要な意味を帯びる。修道院は創建当時にランゴバルド王権から特権状を取得し、国家領の寄進を受けた (CDA 6)。ところが、クルツェが説得的に示したように、この創建文書は紀元千年頃に改竄の手が加えられて、その寄進地がより大きな面積的広がりをもつもの書き換えられたのである (Kurze 1977)。9世紀の修道院所領経営は主としてトスカーナ地方南部の各地に分布する分院 (中間管理拠点) のネットワークに依拠していたのであるが (Andreolli-Montanari 1983, pp. 147-60; Kurze 1988), ヴィニツォの関心は遠隔地所領ではなくて修道院をとりまく中核所領およびその周辺領域にあったのである。

ヴィニツォの実施した政策は、修道院と地域エリートの庇護関係のネットワークを破壊するとはいわないまでも、これを大きく弱める帰結をもたらした。そこで修道院内外にはヴィニツォに反対する勢力が勢いを増していく。自身の庇護者 (オットー3世, 教皇シルヴェステル2世, トスカーナ辺境伯ウゴ) を相次いで失ったヴィニツォは、修道院長の座を追われた (1003年頃)。まもなくヴィニツォは院長職に復帰するが、彼は地域社会に開かれた修道院として在地エリートと共存する方向へ軌道修正せざるを得なかったようである。こうした事情は、リストにも掲載された所領カッレマーラに関して 10・11世紀に作成された一連の借地契約 (CDA 181, 201, 210, 230, 297, 307) の内容から窺うことができる。

## 5. 先行リストと後継リスト

この地代リストには、今日まで伝来してはいないものの、複数の先行テキストが存在する可能性が高い。そのことは、たとえば貢租負担者の名前と負担額の一部がカロリーナ小文字で一気書き込まれるといった記載様式等から想定される。紀元千年からあまり遡らない時点で、個々の所領に関する所有権移転（寄進）や土地貸借をめぐる契約関係が見直されたとき、紛争を未然に防ぐ目的で所領単位の地代一覧が作成され、1002年か1003年にこれら複数のテキストが一葉の羊皮紙にまとめられたと推測されるのである。

## 6. おわりに

このように、実務的な利用を目的とする紀元千年の包括的な地代リストは、当時の特殊な歴史状況を映し出す一回限りの文書であった。これに対して、個別の所領を対象とする地代リストは、この時期以降モンテ・アマータ修道院で断続的に作成されるようになる (Cf. ASS, *Dipl., cas. 27, S.Salv., s. XII* = CDA III/1 Z2, Z3)。この新たな史料類型の出現の背景には、以下の事情があったと推測される。9世紀の修道院は地域住民との間で土地貸借によって生ずる権利・義務関係を設定するさい、農民から在地領主にいたるまですべてリヴェッロ文書を利用した (西村 2001)。ところが、10世紀の経過中にこの文書はもっぱら領主層を対象とする借地契約にのみ適用される文書へと変質していった。紀元千年以降、修道院は地域エリートに対してはリヴェッロ文書を媒介として契約関係を設定しつつつけたが、直接生産者たる農民や手工業者についてはこれを単なる地代負担の客体と捉え、領民の名前と地代額を記した地代リストを作成したのである。

\*筆者はマリオ・マロッキ(Mario Marocchi)氏とともに、トスカーナ地方の地代帳を対象とする共同研究を構想中である。

## 《参考文献》

### ・史料

Archivio di Stato di Siena, *Diplomatico, S.Salvatore di Montamiata*. (=ASS, *Dipl. S.Salv.*)

Kurze W. 1973-2004 (=CDA), *Codex Diplomaticus Amiatinus. Urkundenbuch der Abtei S. Salvatore am Montamiata von den Anfängen bis zum regierungsantritt Papst Innozenz' III. (736-1198)*, Bde. I-IV, Tübingen.

### ・二次文献

Andreolli B., Montanari M. 1983, *L'azienda curtense in Italia. Proprietà della terra e lavoro contadino nei secoli VIII-XI*, Bologna.

Bougard F. 1995, *La justice dans le Royaume d'Italie de la fin du VIIIe siècle au début du XIe siècle*, Roma.

Fossier R. 1978, *Polyptiques et censiers*, Tournhout.

Gorman M. 2002, Manuscript books at Monte Amiata in the eleventh century. To the memory of Wilhelm Kurze (1933-2002), *Scriptorium* 56, pp. 225-93.

Kurze W. 1977, Die langobardische Königsurkunde für S.Salvatore am Monte Amiata, *Quellen und Forschungen aus italienischen Archiven und Bibliotheken*, 57, pp. 315-30.

Kurze W. 1988, Il monastero di San Salvatore al Monte Amiata e la sua proprietà terriera, in *L'abbazia di San Salvatore al Monte Amiata. Documenti storici-architettura-proprietà*, a cura di Kurze W. – Prezzolini C., Firenze, pp. 1-26.

Kurze W. 1989a, I momenti principali della storia di San Salvatore al Monte Amiata, in *L'Amiata nel Medioevo*, a cura di M. Ascheri - W. Kurze, Roma 1989, pp. 33-48.



- Kurze W. 1989b, Lo storico e i fondi diplomatici medievali. Problemi di metodo-analisi storiche, in Id., *Monasteri e nobiltà nel Senese e nella Toscana medievale. Studi diplomatici, archeologici, geneologici, giuridici e sociali*, Siena, pp. 1-22.
- Marrocchi M. 1999/2000, *La disgregazione di un'identità storica. Il territorio di Chiusi tra l'alto medioevo e il Duecento*, Tesi di dottorato di ricerca in storia medievale, Università di Firenze, a.a. 1999-2000.
- Nobili M. 1980, Vassalli su terra monastica fra re e "principi": il caso di Bobbio (seconda metà del sec. X – inizi del sec. XI), in *Structures féodales et féodalisme dans l'occident méditerranéen (Xe – XIIIe siècles)*, Roma, pp. 299-309.
- Pasquali G. 2002, L'azienda curtense e l'economia rurale dei secoli VI-XI, in Id.-A.Cortonesi-G.Piccini, *Uomini e campagne nell'Italia medievale*, Roma, pp.3-71.
- Wickham C. 1989, Paesaggi sepolti: insediamento e incastellamento sull'Amiata, 750-1250, in *L'Amiata nel Medioevo* cit., pp. 101-37.
- 佐藤彰一 2000 『修道院と農民——会計文書から見た中世形成期ロワール地方——』名古屋大学出版会。
- 西村善矢 2001 「8・9世紀トスカーナ地方南部の土地貸借文書——自由農民の没落をめぐって——」『史林』第84巻第5号、66～99頁。
- 森本芳樹 2005 『西欧中世形成期の農村と都市』岩波書店。

豪華写本中の「カルチュレール」  
 —サン・スヴェール修道院の『ベアトゥス黙示録註解』を巡って—

加藤 玄

10-12 世紀の南西フランスに関する文書史料の残存状況を概観するならば、修道院由来のいわゆるカルチュレールのみが伝来し、叙述史料は確認されないこと、オリジナルか写しかを問わず 12 世紀以前に作成されたマニュスクリの残存は極めて少なく、17-18 世紀の著述家の著作物中に転写されるなど断片的に伝来したものが大部分であること、が指摘できよう。

本稿で対象とするのはサン・スヴェール版『ベアトゥス黙示録註解』（以下、サン・スヴェール本）末尾に転写された 12 通の文書である。当該地方で伝来する文書史料の中で作成が最も古いものの一つであるが、独立した文書集に収められた文書ではなく、装飾写本の一部に転写されたものであることが特徴である。『ベアトゥス黙示録註解』とは、スペイン北部アストゥリアス地方にあるリエバナ修道院長ベアトゥス（?-798 年）が、786 年頃に著した『黙示録注釈書』およびその写本の通称であり、数系統計二十数点が現存している。その内の一冊サン・スヴェール本は、ガスコーニュ地方南部サン・スヴェール修道院で、グレゴリウス・ド・モンタネの院長在位期（1028-1072 年）に作成されたと推定される。また、写本中の書き込みから、1598-1628 年にスルディス枢機卿の手に渡り、17 世紀中に別の人物が所有したことがうかがえる。1769 年には収集家によって購入された後、1790 年にフランス国立図書館へ寄贈され、現在ではラテン語手稿文書 8878 番として分類・保管されている。版型は 367×286 mm、292 葉からなり、カロリング書体のテキスト部分とステファヌス・ガルシアらの手による挿絵 102 点が確認できる。内容は均質な一作品ではなく、主として、序文と予備的図像（ff. 1-13v）、ヨハネによる黙示録へのベアトゥスの註解（ff. 14v-216v）、ダニエル書への聖ヒエロニムスの註解（ff. 218-262）、マリアの処女性に関するトレドのイルドフォンスの註解（ff. 262-284）という四部構成からなる。さらに、サン・スヴェール修道院に関する 12 通の証書（ff. 284-290）、およびその他の典礼テキストが転写されている。

サン・スヴェール本の研究史上、最も盛んに行われたのは美術史家による挿絵の図像学的・系譜学的検討である。等閑に付されてきた文書部分は、1980 年代からサン・スヴェール修道院史研究の史料として、文書形式学的研究の対象となり、大部分が偽造か大幅な改竄を被っていることが明らかにされた。1990 年代後半以降は、偽文書の作成を修道院の「あるべき記憶」を（再）構築する行為とみなすいわゆるメモリア研究の対象にもされている。以上を踏まえ、本稿では当該写本のファクシミリ版を利用して、文書の形態と内容の両面からの考察を試みる。すなわち、折丁 folio の構成と転写の順序を検討することを通じて、文書部分の作成過程を確認し、偽造・改竄箇所を検討を合わせて、上述の 12 証書の写本への転写行為の意味を考えてみたい。

当該写本の冊子 codex 化の時期は 3 期に分けられる。第 1 期は 11 世紀である。不完全であるが、折丁ごとに最終折丁の裏面 verso 下部に、西ゴート書体のローマ数字でノンブルが赤インクを用いて打たれる。第 2 期は 13 世紀と推定され、ローマ数字で茶色のインクを用いた新たなノンブルが確認できる。最後は 1867 年のものであり、アラビア数字のノンブルが一葉ごとに表面 recto 右上に付されている。なお、著名な「世界図 *mappa mundi*」が挿入されたのはこの最後の時期である（45bis と 45ter）。

当該写本を構成するのは、滅失部分を除き、33 の 8 葉折 quaternions（獣皮紙一葉の二つ折り *bifolium* を 4 部 1 セットとする）といくつかの不規則な折丁からなる 39 の折丁である。ここで注目したいのは不規則に生じている空白箇所が存在とそこに書き込まれたさまざまな性質のテキストである。これは挿絵の作成と本文の転写が別作業によって行われたことに起因すると考えられる。以下、4 セットの折丁 XV、

XIX、XXXVIII、XXXIX を順に検討する（【図】参照）。1. 折丁 XV は元々、8葉折 (ff 104-107, 110-113) であったが、中央に二つ折り葉の挿画 (ff 108-109 : 小羊が第一から第四の封印を開く場面) が挿入された。f. 107 と f. 110 は空白のまま残されたが、f. 108r には本文テキストと無関係な赦祷文「主よ、私をお救いください *Libera me Domini*」が転写された。2. 折丁 XIX は一揃いの8葉折に見えるが、もともとは9葉折であった。f. 141 は二つ折り葉の半分のサイズの挿画が挿入された部分であり、f. 143 と f. 144 の間は切断されている。空白の f. 142 の片側に「主の公現の祝日の祈祷文 *Lux nova sublimis*」と「処女マリア讃 *Novissimus esse*」が転写された (f. 142r)。3. 折丁 XXXVIII は8葉折である。イルドフォンスの註解の末尾部分 (f. 284r 左段) とサン・スヴェール修道院に関する証書1通の写し (f. 284r 右段) の後、f. 285 と f. 286 の間は切断されており、f. 285 の両面には、17世紀の所有者を示す書き込み (f. 285r) と聖人の徳に関する文章のプロローグ (f. 285v) が転写されている。4. 最後の折丁 XXXIX は、2部の二つ折りからなる4葉折 *binion* と推定され、サン・スヴェール修道院に関する11通の証書が転写された (f. 286-f. 290)。前述したようにイルドフォンスによる註釈は折丁 XXXVIII で完結しており、折丁 XXXIX は写本の主要テキストを含まず、通常の折丁に比べて分量が少ない。しかし、当該写本のテキスト部分に関しては、280-295 mm × 205-215 mm のスペースに2段組35行の罫線が引かれているのが標準的なレイアウトであり、11証書のテキスト部分は段組を無視する形で転写されているものの、獣皮紙面には上述のレイアウト通りの罫線が視認できる。この罫線は主要テキストを転写することを想定して予め引かれていたが、テキストがこの箇所に達する前に完結したために空白のまま残されることになったと考えられる。また、文書②が ff 286r-287r、すなわち、折丁 XXXVIII と XXXIX にまたがって転写されていることから、11証書の転写時には両折丁は冊子のページとして連続していたと判断するのが妥当である。よって、11証書の転写時期が冊子化以前か以後かは決定できないが、折丁 XXXIX は空白ページとして予め用意されていた可能性が高く、逆に冊子化後に挿入された可能性は少ないと言える。

12 文書の転写の特徴については、以下の5点を指摘しておきたい（丸数字は証書の番号に対応する。【表】参照）。1. 折丁の順序通りに、一葉あたり35行でテキストを転写している。2. 基本的に証書テキストの始まりは葉の先頭行からである（②④⑥⑨⑫）。ただし、⑦は例外的に⑥の末尾に続く形になっている。3. テキストが葉の途中で終わった場合、後のスペースに短めの文書を挿入する（③⑤）。4. ⑧の転写作業が途中で中断されている理由は、⑨⑩がすでに作成済みであり、転写スペースが確保できなかったためと考えられる。5. ⑪は f. 289v から始まっているが、末尾2行分が f. 290r にはみ出し、狭いスペースに転写されている。そのため、f. 290r の先頭行から転写されていた⑫が、見かけ上は3行目から文章が始まっているように見える。

続いて、転写年代のさらなる限定のために、内容の検討に入りたい。サン・スヴェール版本末尾に転写された文書群を構成する12通の証書の内、⑪⑫は13世紀に作成されたものである。本稿では、創建文書（②）およびスラック教会関連偽文書の一部を検討する。

②はガスコーニュ伯ギョーム・サンシュによる同修道院の創建文書である。文書形式学上は前文／発給者名／叙述部の冒頭まではオリジナル通りだと考えられるが、叙述部の「*Occasio*」以下は奇蹟譚の体裁をとり、「聖セヴェリウス伝」からの「剽窃」部分を含む大幅な改竄が見られる。その後の修道院の創建／禁止・威嚇条項／財産の列挙を含む措置部はオリジナルに近いと見なせるが、残りの部分は明らかに後代の改竄である。改竄の動機として、イグネらは、「ガスコーニュの有力家系と修道院を結びつけることで、同院の古さと威信を確保すること」と「スラック教会への権利を主張すること」を挙げている。同文書の転写時期に関して、イグネらは、転写に先立つ作業として、改竄箇所を含む「創建文書の写し」の作成を想定した。まず、「聖セヴェリウス伝」が起草された時期はグレゴリウスの院長在位期（1028-1072年）かその少し後であり、それを下敷きにした「創建文書の写し」の作成時期はレモン・

ダルブカブの院長在位期（1107年から1125-28年）と考えられる。「創建文書の写し」自体が現存せず、論証は困難であるが、説得的な推論と言える。他方、現在はランド県文書館に所蔵（H14）されている「カルチュレール *Livre rouge*」は、16世紀に作成され、12世紀以前の文書を3通収録している。その内の1通である創建文書にはサン・スヴェール本末尾文書②とほぼ同一の文言が見られるが、その他の文書内容に共通点がないことから、作成年代が先行するサン・スヴェール本末尾文書を元に *Livre rouge* の文書が作成されたのではなく、むしろ両者とも別の文書＝「創建文書の写し」を転写した可能性が高いと言える。よって、イグネらの仮説を考慮すれば、②の転写の時期は、「創建文書の写し」の作成以降、すなわち12世紀初頭より後ということになる。

スラック教会関連文書の検討に移る。メドック地方の北端に位置するスラックのサント・マリー・ファン・ド・ラ・テル教会（地の果ての聖母マリア教会）と付属物に対する権利を巡り、11世紀後半から12世紀にかけて、サン・スヴェール修道院とサント・クロワ・ド・ボルドー修道院との間に係争がおきていた。最終的に後者の勝利に終わるこの係争において、④⑥⑦⑧⑨⑩は、自身の主張の根拠としてサン・スヴェール修道院側が作成した偽文書とみなされている（各文書の概要については【表】参照）。紙幅の関係上、以下の3点を指摘する。1. ④はスラック教会がサン・スヴェール修道院に寄進されたことを示す文書である。筆跡と威嚇 *Si quis* 条項の文言の類似からおそらく②の後半と同じ写字生の手で転写されたと考えられる。ただし、②と④の内容で寄進時期と寄進者に関する食い違いがある。すなわち、②は同修道院の創建時にギョーム・サンシュがスラック教会を寄進したとすのに対し、④はギョーム・サンシュの死後に息子ベルナル・ギョームが寄進したとしている。この点に関して、マニュ・ノルティエは④の偽造の後に②の改竄が行われたと考えている。2. ⑥はギ・ジョフロワによる修道院財産の確認証書であるが、筆跡の酷似からおそらく④と同一人物の手によるものと判断できる。3. ⑧は紛争の当事者である両修道院の法廷決闘の様子を略述したものであるが、テキストの記述が途中で中断され、結果は不明である。マニュ・ノルティエは、この記述の中断の理由をサン・スヴェール側に不利な判決結果を隠蔽することが目的であると考え、⑧の作成時期を、係争の最中である修道院長グレゴリウスの在位期（1028-1072年）とアレクサンデル2世の在位期（1061-1073年）に設定し、②と同時期であると結論した。しかしながら、上述の転写過程の検討から、⑧の中断はスペース上の都合とも考えられ、テキストの内容とは無関係な可能性もある。

以上の検討も踏まえて、12通の証書をスペースの利用の仕方と字体の特徴をもとに8人の写字生の作成であると見なし、仮にAからHに分け、それぞれが転写した文書を括弧内に表記すると、次のようになる。A（①：f. 284r）、B（②：ff. 286r-286v）、C（②：ff. 286v-287r, ④：f. 287v, ⑥：f. 288r）、D（③：f. 287r）、E（⑤：f. 287v）、F（⑦：ff. 288r-288v）、G（⑧：f. 289r, ⑨⑩：ff. 289v）、H（⑪：ff. 289v-290r, ⑫：f. 290r）。また、前述の転写の特徴と文書内容を考慮して、文書の転写順序を時期の早いものから並べるならば、A①→BC②→C（④→⑥）→D③?E⑤?F⑦?→G（⑨→⑩→⑧）→H（⑫→⑪）となる。ただし、③⑤⑦の間の転写順序は正確には決められない。

マニュ・ノルティエは、サン・スヴェール本末尾文書を、写字生が転写の時点で④を元に偽造・改竄した「偽文書のオリジナル」と考え、②の改竄時期を1067年以前に設定している。しかしながら、②の転写時期を12世紀初頭より後だと仮定するならば、転写順序の検討からその他の文書もそれ以降の転写ということになる。また、偽文書の作成時期と、それがサン・スヴェール本の末尾に転写された時期とを区別するならば、前述の「創建文書の写し」と同時期に作成された他の偽文書が、後にサン・スヴェール本に転写されたことになる。これらの諸論の妥当性を判断するには、係争のどの時点で偽文書が必要とされたか、という問いを立て、この係争を巡る両修道院の動向という外挿的な要素を仔細に検討する必要がある。しかし、文書の転写過程と内容の検討から、少なくとも当該末尾文書が「偽文書のオ

リジナル」である可能性は低いと言える。そして、仮にサン・スヴェール本文書がすでに作成されていた「偽文書のオリジナル」の転写であるとしても、その転写の仕方は写字生によってまちまちであり、何らかの統一された意図によって、「偽文書の転写」が企画されたと判断するのは難しい。さらに、典礼文書のテキストの配置からは、レメンシュナイダーの考えるように、「修道院のアイデンティティの創造」のために意図的になされたもの、と言うよりはむしろ、写本作成に伴う技術的あるいは物理的な制約と空白部分を埋めることを優先させたスペース利用の結果である、という印象を受ける。文字テキストの検討からは、サン・スヴェール本が修道院の「あるべき記憶」の保管装置として作成され、機能したという見解には懐疑的な結論を下さざるをえない。

しかし、それでもやはり同写本の持つ圧倒的な視覚効果は軽視できまい。同修道院がひときわ大きく描かれている「世界図」(45bis と 45ter) 中で、同修道院近く、キリスト教世界の周縁部に位置している教会を「地の果ての聖母マリア教会」と仮に解釈するならば、自らの敗北に終わった係争後も同修道院と同教会の結びつきという記憶は世界図の中に固定化されているとも言える。挿画によってテキスト情報を可視化する機能は修道士たちによっても十分に意識されてきたはずである。ここに文字テキストと図像の組み合わせによって、はじめて浮かび上がる情報が、当時の人々にどう利用されていたのか、という新しい問題が潜んでいるようにも思えるのである。

#### 【参考文献】

(刊行史料)

*El < Beato > de Saint-Sever: ms. lat. 8878 de la Bibliothèque nationale de Paris*, éd. par Barral i Altet, X., M. C. Díaz y Díaz, E. Magnou-Nortier, N. Mezoughi et Y. Zaluska, Madrid, 1984.

Anonyme, "Testament d'un chevalier mourant sous les armes." *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes* 3 (1842), pp. 282-284.

Degert, A., "Reliquiae SanSeverianae ou documents relatifs à l'abbaye de Saint-Sever." *Bulletin de la Société de Borda* 37 (1913), pp. 1-24.

Magnou-Nortier, E., "Documents transcrits à la fin du *Beatus*." In *Saint-Sever, Millénaire de l'abbaye, colloque international, 25-26-27 mai 1985*, 113-126. Mont-de-Marsan, 1986.

Pédegert, J.-F., et A. Lugat, éd. *Du Buisson (P. D. dom), Historia monasterii Sancti Severii libri X*, 2 vols, 1876.

(研究文献)

Higounet, Ch., et J.-B. Marquette, "Les origines de l'abbaye de Saint-Sever : révision critique," in *Saint-Sever, Millénaire de l'abbaye, colloque international, 25-26-27 mai 1985, Mont-de-Marsan*, 1986, pp. 27-33

Klein, P.K., *Der ältere Beatus-Kodex Vitr. 14-1 der Biblioteca Nacional zu Madrid : Studien zur Beatus-Illustration und der spanischen Buchmalerei des 10. Jahrhunderts*, 2Bd., Hildesheim, 1976.

Magnou-Nortier, E., "Etude critique des douze chartes transcrites dans le *Beatus* de Saint-Sever," in *El < Beato > de Saint-Sever*, vol. 2, pp. 75-80.

Idem, "L'affaire de l'église de Soulac d'après les actes faux contenus dans le *Béatus* (XI<sup>e</sup> siècle)," in *Saint-Sever, Millénaire de l'abbaye*, pp. 99-109.

Neuss, W., *Die Apokalypse des hl. Johannes in der altspanischen und altchristlichen Bibel-Illustration*. 2 vols. Münster in Westfalen, 1931.

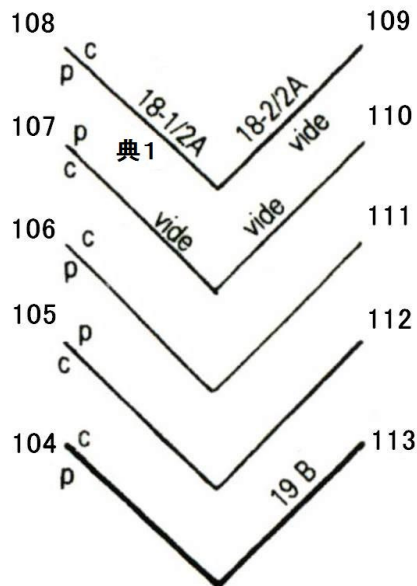
Remensnyder, A. G., *Remembering Kings Past: Monastic Foundation Legends in Medieval Southern France*. Ithaca and London, 1995.

Idem, "Topographies of Memory: Center and Periphery in High Medieval France." In *Medieval Concepts of the Past*, edited by Gerd Althoff, Johannes Fried and Patrick J. Geary, Cambridge, 2002, pp. 193-214.

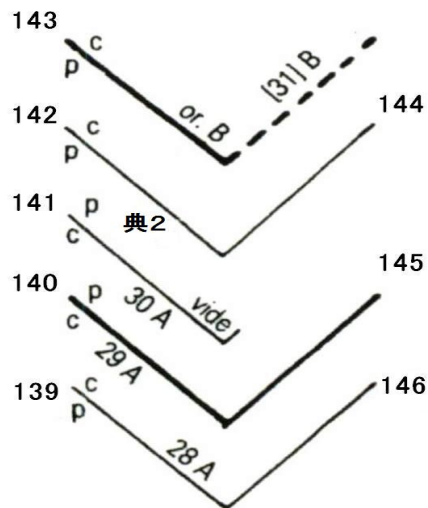
Williams, J., *The illustrated Beatus : a corpus of the illustrations of the commentary on the Apocalypse*. Vol. 3 the tenth and eleventh Centuries. London, 1998.

Zaluska, Y. "Composition materielle du manuscrit et organisation du travail entre scribes et artistes," in *El < Beato > de Saint-Sever*, vol. 2, pp. 45-54.

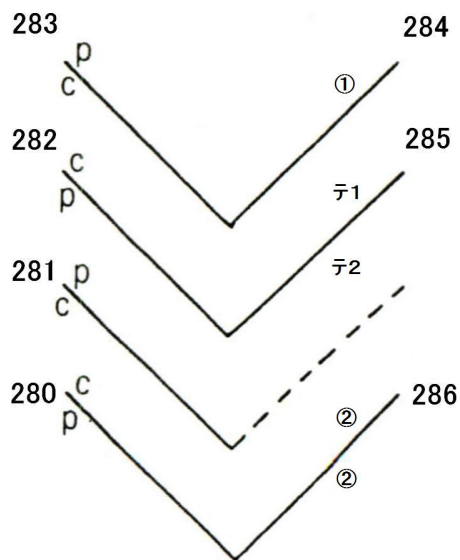
【図】 フォリオの構成



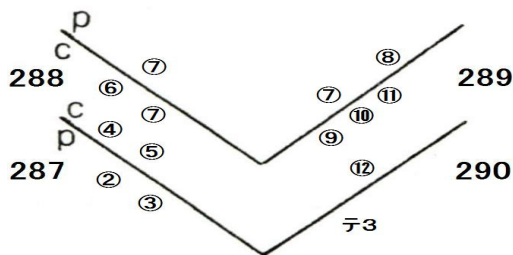
XV



XIX



XXXVIII



XXXIX

[Zaluska1984]を元に作成



## 地中海世界史料論へのコメント

丹下 栄

西洋中世史、あるいは中世史研究における地中海地域の重要性は、いまや歴史家の共通認識となったと言ってよかろう。その重要性を担保するものの一つがこの地域における史料状況であることも、つとに知られている。しかし、「ロワール・ライン中心史観」を相対化するという課題がほぼ十全に果たされた現在、「地中海世界」という概念もまた、実証、理論の双方から問いなおされるべきであろう。史料論もまた、実証と理論をつなぐ環として、この問題に関わらざるを得ない。今回の3報告は、いずれもこうした学的状況と果敢に切りむすぶものとなった。

まず足立孝「地中海研究における史料論の可能性—『紀元千年』と史料論的方法論のゆくえ—」は、バルテルミー・テーゼの相対化を、他ならぬカタルーニャの史料状況をもとにはかろうとする野心的報告となった。ここで足立は史料（特に証書類）の変動と社会の変動との間にある種の連動を読みとろうとするが、それはテキストは現実を反映しているか否かという二元論的問題意識から離れ、社会とテキストとの相互関係という視角を打ちだすものであった。ついで行われた加藤玄（東京大学）「豪華写本中の『カルチュレール』—サン・スヴェール修道院の『ベアトゥス黙示録註解』を巡って—」は、サン・スヴェール修道院に伝来する装飾写本、『ベアトゥス黙示録註解』（より正確にはこの著作を含む冊子）に転写された証書類をめぐる議論である。冊子の作成や証書の書き込みが数次にわたって行われたことをコーディコロジックな分析と証書類の内的分析によって跡づけ、それと修道院をとりまく社会状況をつきあわせながら、証書類には文言の改竄が認められるが、「記憶すべき情報」を作りあげる（捏造する）という意図は必ずしも認められないとし、近年盛行のメモリア研究への控えめな異議申し立てを行っている。最後に西村善矢「紀元千年モンテ・アマータ修道院の地代リストをめぐる」は、トスカーナ南部に所在する修道院の地代リストを分析し、内容の簡潔さ、装本の入念さからこれが徴収作業の実際に携行された可能性が強いこと、そしてこの史料が地代徴収権を周辺有力者から奪おうとする当時の修道院長の所領経営姿勢から生まれ、その戦略の頓挫とともに地代リストの作成もまた終焉したという見通しを提示している。

3つの報告はいずれも、史料（テキスト）の生成と利用がきわめて多様な姿を示すこと、そして史料論が「論」として熟するには個別事例研究の積み重ねがさらに求められることをあらためて印象づけた。それを確認したうえで、今回浮かびあがってきたと思われる論点をいくつか書きとめておこう。1つは史料（あるいは「テキスト」と言うべきか）と「現実」との多面的、重層的関係である。西村報告はモンテ・アマータ修道院に遺された地代リストが地代徴収作業のための道具であるとともに、修道院をとりまく状況の改変を意図して作成された論じ、そこにテキストを通じての現実改変という指向を読みとっている。しかしこれをメモリア研究の一環と捉えるのは必ずしも正しくはないであろう。あるべき姿の地代リストが「現実の記録」という一面を持っていたことはほとんど否定の余地がない。西村の目は、1つの史料が現実の記録でもあり同時に現実への異議申し立てでもあるという重層性へ向けられている。また足立報告は文書が紛争の続発を通じて生産され続けることで関係者の組織化（社会化）を押しすすめるという構想を提示し、史料と「現実」とのいわば双方向的な関係を浮彫りにしている。そして加藤報告は、証書類の改竄されたテキストを豪華写本へ収録するという行為が、必ずしも意識的戦略によるものではないことを論じ、テキストと「現実」、さらにはその書き手との関係の微妙さを印象づけている。3つの報告の視点を重ね合わせるなかから、テキストは「現実」の表象か否かという二元論を超えた視点が我々の前に開かれつつあるという予感がほの見えてくるかに思える。

いまひとつは、今回の研究会が「地中海世界研究における史料論」を共通テーマとしていたというこ



とがらと関連する。地中海世界（特に中世初期、盛期）を特徴づけるものとして、遺された文字史料（証書類）の多さ、あるいは文書主義の広がり、アルプス以北との対比してしばしば指摘されてきた。これは法律行為の主体となりうる当事者能力（と文書を理解し、的確に利用する力）を備えた者の多さ、という構想につながり、都市的現象（伝統的都市史が構想したような）の連続（あるいは早期の復活）、農村部における自由農民の優越を地中海世界の独自性とする議論を支えてきたように思われる。しかし今回の報告から浮かんでくるのは、文書への主体的・自覚的関わりという点ではいささか心許ない、しかし文書と深く関わっている数多くの人間である。地中海世界において文書利用能力は多様であったとするならば、そのことは地中海世界像の構築に何らかの影響を与えるであろうか。また史料残存状況を1つの基礎として構想されたアルプス以北と以南との対比は今後も有効であり続けるのであろうか。それは史料論の射程を超える問題であろうが、自らの射程を超える問題提起がなされることもまた、史料論にとっての1つの名誉ではないだろうか。

## 地中海世界史料論の3報告コメント

城戸 照子

当科研プロジェクトにより、2006年4月29日に、九州大学大学院文学研究科西洋史研究室において、「10-12世紀地中海世界研究における史料論の射程」と題した研究報告会が開催された。報告担当者および報告題目は以下のとおりである。

- ① 足立孝「地中海研究における史料論の可能性—『紀元千年』と史料論的方法論のゆくえ—」
- ② 西村善矢（名古屋大学）「紀元千年モンテ・アマータ修道院の地代リストをめぐって」
- ③ 加藤玄（東京大学）「豪華写本中の『カルチュレール』—サン・スヴェール修道院の『ベアトゥス黙示録註解』を巡って—」

上記3報告については、翌日30日の報告、岡崎敦「9-12世紀文書史料論に関する基本的諸問題」で、次のようにまとめられた。

足立報告は、文書史料（群）生成と社会関係を、文書の形式・法的効力万能観から離れて分析したものである。西村報告は、新しい史料類型出現とその社会・経済的背景と関連づけて説明したものである。加藤報告は、宗教書への文書転写とその意味を考察したものである。

この研究会では、ライン＝ロワール間地域と「南」の諸地域という地理的対比が比較の基準の1つとして設定された。テーマに取り上げられた「地中海世界」は「南」の諸地域と等置されているが、基本的にはヨーロッパ側の地中海沿岸部であり、3報告ではスペインとイタリアが取り上げられた。時代設定としては、岡崎報告も3報告も、いずれも9-12世紀すなわち「カロリング体制崩壊から封建社会形成」期に関わる報告であるが、①と②はより明確に「紀元千年」というキーワードを採用している。「社会変動」と「文書の変動」がどのように関連したかについて、両報告は300年間の長いタイムスパンでの変化よりも、11世紀初頭の画期をより意識していると言えよう。

3報告の中では足立報告とそれを巡る議論が、史料の地域性について意識された総括的なものであるので、まずそれを取り上げよう。「南」の史料状況のイメージとしては、伝来数が多い、私文書が多い、カルチュレールは少ない。文字や文書になじみが深い社会で、北西ヨーロッパとは違う形で法原理が表現されていそうである。また、大きな枠組みとして、「国家＝法＝文書」の三位一体論に根ざした、紀元千年画期説の呪縛が強い、といったところではないか。

足立報告は、9-12世紀のカタルーニャに15,000点伝来すると言われる多数の原本史料から、裁判関連文書、「贈与＝売却」文書、「贈与＝地代リスト」文書について特徴を説明し、それぞれ紀元千年前後の文書の変動を追跡した。その結果、紀元千年は「国家・法・文書の三位一体」の変動期というよりもむしろ、文書自体の変動期として、位置づけられるように思われる。ただし、最終的には足立報告での表現によれば、カタルーニャの「私文書の勝利」が確認されるという。

この報告に対して、岡崎氏の質問によって、「南」の特徴として4点が再確認された。まず、一般に証書 *charte* で作成される1人称の頻度と重要性については、カタルーニャでは、3人称と1人称の混在が確認された。また、報告で取りあげられた史料は、アーカイヴス型史料と考えられるのかとの発言に、カタルーニャとそれ以外の北西部では地域差があるので一概にいえないと答えられている。「南」でのカルチュレールは、ここカタルーニャでは13世紀から作成されるといわれる。また、俗人間の文書が伝来するのは、多くが土地の来歴として、最終的に修道院に伝来・保管されることになる就说明がなされた。ただし、司教座教会参事会の書記が文書作成者となる場合は状況が異なり、必ずしも参事会に関連

していない文書（司教座を介した俗人主体の土地売却の案件など）も伝来していることが付け加えられている。

また、私文書である「証書」の「通用力」を生み出すものはなにか、という問題に関して西村氏から証人に関してだされた質問も、興味深い。足立報告では、私文書の通用力は、当事者間の確認に加え証書末尾の証人（1000年以降人数が増加）の署名によると説明された。「南」の世界に属するが西村氏が研究対象とする中世イタリア社会では、文書の挙証能力は公証人制度によって保証されるし、南フランスでは都市が文書をオーソライズするという。こうした制度のない証書の法的能力について、同じ「南」のイタリア世界との相違が確認されたことから、「南」の内包する地域差の一端が明らかになった。ただし、イタリアでも公証人制度の確立と成熟の時期として最も有名なのは14～15世紀で、時期的なズレがあることも確認しておかねばならないが。

11世紀のカタルーニャを「南」の文書世界の規範として、北西ヨーロッパと対置する比較分析の方法論は、必ずしも明解な答えを引き出すものではない。そもそもヨーロッパを南北に二分して比較検討するという方法は、岡崎氏自身が「南」の内部でも地域差が大きすぎる（さらに学界状況も多様）ことを当初から断っているし、総括コメントを出した丹下氏は逆に、「北」はまたイングランドと大陸の相違、また西フランクと東フランクの相違を内包すると注意を喚起している。しかし、各地域の特殊な史料伝来状況や固有の法慣行による史料群に深く根ざしている研究者たちが、一度その立場を相対化して大きな枠組みの中に相違点と共通点を探るのは、結論がまとまり難いとしても、その過程そのものが興味深いものであった。

おおまかにいって、共通点は「史料はなぜ作成されどのように使用されたか」を常に問い続け、相違点は「自分が研究する地域ではなぜそうした史料が伝来しなかったのか・作成されなかったのか」という視点から追求されていたように思われる。

②の西村報告と③の加藤報告は、そうした自在な比較検討を可能にする非常に興味深い素材を提出してくれた。

西村報告は、トスカーナ地方の有力修道院のモンテ・アマータ修道院の1000年頃の地代リスト（原本、カルチュレール作成なし。13世紀前半以前に計6通伝来）を取り上げ、その形態と内容を詳細に分析した。中世初期から文書や写本製作の中心地であり流通の拠点でもあった富裕な当該修道院は、11世紀に文書作成活動の2度目の隆盛期を迎えていたのである。

長方形の柔らかい羊皮紙（61cm×41.5cm）を、縦に4分割（4柱）し8本の横罫線で区切っている。そこに定住地ごとの地代負担者名（300人以上）と地代額が記載され、付加・修正・削除などの変更が後に書き込まれている（筆跡・インクの色々の相違あり）。説明文や年代、注記は一切ない。しかし、オットー朝の修道院政策や、この時期に修道院の農地契約であるリヴェッロ契約が見直され、所領経営が中核所領や周辺部での直轄経営が盛んになることから、1002年から1003年の作成といわれている。

興味深く、また質問が集中したのは、巻物状が多いと思われていた実務文書で、他に類を見ない折りたたんだ形式での利用と保存がなされていた、物的体裁である。大きめの獣皮紙一枚にまとめ書きされたのは、そもそも所領管理のための携帯用だったからかという想定に始まり、具体的利用の形が問題になったが、残念ながら定説はない。ただ、岡崎氏の、大判の王文書も折りたたんで保存されている例があるという指摘、羊皮紙は放っておくと丸まってむしろ使いにくいから折りたたむのではという西村氏の想定など、文書の保存と利用に結びついたのは興味深かった。

③の加藤報告は、11世紀後半におそらくガスコーニュ地方南部のサン・スヴェール修道院で作成された『黙示録注釈書』の豪華写本末尾に、12通の文書がいわば「カルチュレール」として転写されているという、特異な史料伝来状況とその文書を報告したものである。元の『黙示録注釈書』自体が8世紀末スペイン北部のアストゥリアス地方リエバナの修道院長が著した有名な装飾写本であり、その点から

も興味をひいた。

報告は、折丁から文書転写部分のレイアウトなどの物的体裁を含めた分析から、12通の証書の内容まで多岐にわたった。証書はいずれも修道院の創建文書や寄進財産（7通がスラック教会関係のもので11世紀の偽文書も含む）に関わるもので、ここに文書が転記された目的は、おそらく修道院財産の確認と保全のためではないかとの仮説が提出された。

ヨーロッパ南北対比の図式が簡単に析出されたわけではなかったが、各地域の多彩な史料状況が紹介されるのは、それだけで非常に興味深いものであった。当科研プロジェクトが目標としている「個別の史料現象のより豊かな読み取りを可能にするための経験の共有」がはかられたのは確かである。